

## 適格退職年金から企業年金への移行支援のための行動計画(改訂案)

平成 23 年 2 月 23 日

適格退職年金の企業年金への移行支援本部

### 1. 基本的考え方

適格退職年金は昭和 37 年に創設され、厚生年金基金とともに広く普及してきたが、受給権保護の仕組みが弱い面（積立義務、受託者責任、支給要件、情報開示等）があり、平成 13 年の確定給付企業年金法の成立に伴い、平成 14 年 4 月以降、適格退職年金の新規の設立は認められなくなった。また、既存の適格退職年金については、税制優遇措置を受けられる年金制度として存続するためには、平成 24 年 3 月末までに他の企業年金制度等（企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金）と中小企業退職金共済（中退共））へ移行する必要がある。

企業年金は、事業主掛金を損金算入できるという点では適格退職年金と同様であるものの、支給要件や積立基準等を法律上明確にし、適切な運営を確保している制度として、従業員の年金受給権を手厚く保護し、従業員の老後所得をより確実なものとしている、より魅力的な制度である。

このように従業員の安心を確保できる制度を有することは、企業が、魅力ある人材を確保し、魅力ある企業を作っていく際、欠かせないものであり、企業年金制度の普及は、企業の活性化につながるものである。

こうした点を踏まえ、平成 24 年 3 月末で廃止される適格退職年金については、企業年金制度への移行を促すことが重要である。

「適格退職年金の企業年金への移行支援本部」は、関係者が適切かつ円滑な移行を支援するために本行動計画を策定し、これに基づき移行支援活動を行ってきたところである。適格退職年金制度の廃止まで残り約 1 年となった現在、これまでの取組みのフォローアップを行うとともに、引き続き関係者一丸となって企業年金への移行支援活動を推し進めるものである。

### 2. 移行状況と今後の具体的取り組み

適格退職年金制度の契約数は、制度の廃止が決定した平成 14 年 4 月時点の 73,582 件から平成 22 年 12 月末時点で 10,376 件まで減少してきており、これらの残っている適格退職年金についても、大半が今後の方針を決定済みと

なっている。

一方、移行期限まで残り約 1 年となった現在、未だに方針を決めていない適格退職年金も存在している。

また、上記の適格退職年金契約に加えて、閉鎖型適格退職年金（加入者が存在せず、受給者のみで構成された適格退職年金）についても、企業型確定拠出年金や中退共への移行に伴って増加し、平成 22 年 12 月末時点で 3,212 件が存在している。

そのため、適格退職年金制度の廃止までの残された約 1 年間について、受給権保護の観点から、引き続き関係者一丸となって移行支援活動を推し進めていく必要があり、関係者における今後の具体的な取組みは、以下のとおりである。

## （1）受託機関

### ① 生命保険協会

○適格退職年金の企業年金への円滑な移行を図る観点から、以下の関係各方面に対する各種対応等を図っていく。

- ・平成 23 年度税制改正大綱に記載されている「事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、平成 24 年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税務上の措置を継続適用する措置」の確実な実施に向けた関係各方面に対する各種対応。
- ・現在政府にて検討中の閉鎖型適格退職年金の確定給付企業年金への移行促進策の確実な実施および各事業主に当該移行促進策を周知するための政府等による広報活動の早期実施ならびに閉鎖型適格退職年金の確定給付企業年金への移行を促進するための規約の申請手続の更なる簡素化などの実現に向けた関係各方面に対する各種対応。
- ・規約の承認申請に対する標準処理期間（2 ヶ月）での確実な承認の実現に向けた関係各方面に対する各種対応。

○移行予定を含む「移行の進捗状況」について定期的にアンケートを実施するなど、会員各社の取組みの促進を継続。

- 生命保険各社では、移行の集中に対し必要に応じて専任者の増員を行う等の社内体制整備の継続、閉鎖型適格退職年金の移行ニーズに対応する閉鎖型確定給付企業年金の定型プランの開発及び現存する適格退職年金契約の事業主に対し、回答期限を設け、早期の決断を促すなどを通じた適格退職年金の確実な移行への対応。

## ② 信託協会

- 平成 23 年度税制改正大綱における「関係府省において、受給権保護の観点から、未だ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金契約の円滑な移行促進策を検討するなど適格退職年金制度の廃止に向けた取組み」の動向を注視しながら、必要に応じて適格退職年金の移行促進に資する要望等を実施。
- 廃止期限までに移行等の手続を完了させる必要性を事業主に訴求すべく、廃止期限後の取扱いに関する関係省庁への照会を継続。
- 個々の事業主ごとの状況を踏まえた提案やコンサルティングの継続。

## (2) 経済団体

### ① 日本商工会議所

- 機関紙「会議所ニュース」や商工会議所年金教育センターのホームページ等における情報提供を継続。
- 会報やメールマガジンにおいて、企業年金に関する最新情報や移行事例等の情報提供を継続。
- 各地商工会議所が開催するセミナー等に対して、講師紹介等による支援を継続。

### ② 日本経済団体連合会

- 会員企業向けに隔年で行っている「退職金・年金に関する実態調査結果」を実施し、会員企業の適格退職年金移行実態を把握（2010 年調査は現在集計中、平成 23 年 4 月公表予定）。

### (3) 政府

- 閉鎖型適格退職年金について、確定給付企業年金への移行を促進するため、規約の承認申請時の添付書類を簡素化し、また、決算報告書・事業報告書、財政検証方式などを簡素化した簡易な基準（受託保証型確定給付企業年金）を導入。
- 確定給付企業年金の規約の認可・承認業務を、より迅速かつ効率的に処理するため、地方厚生局の審査体制の更なる強化を検討。
- 移行先の企業年金制度の充実を図るため、現在、継続審議中の年金確保支援法案の早期成立に努める。
- 適格退職年金のうち、事業主が存在しない等のために制度的に企業年金等へ移行できないものについて、廃止期限後も、現行の税の優遇措置を継続適用することを、平成 24 年度税制改正において措置。
- 関係者の取組みや移行状況等の情報の更新、メールマガジンにおける定期的な情報配信、厚生労働省ホームページへの掲載を継続。
- 個別の受託機関へのヒアリングを継続、適格退職年金の移行状況の把握に努め、関係者一丸となって解決に向けて取り組むよう対応。

### (4) 企業年金連合会

- 制度廃止まで 1 年を切ることから、移行を強く促す内容に改訂したチラシの移行支援本部のメンバーや全国の金融機関等への配布を用いた移行促進。
- ホームページの内容を修正し移行促進を図るとともに、移行が済んでない企業や個人からの相談に対応するため、相談ダイヤルを継続。
- 「適格退職年金移行等のための制度導入セミナー」（平成 23 年 6 月 20 日）の開催。
- 企業年金制度等への移行が困難な閉鎖型適格退職年金に対する税制措置の継続適用の確実な実施について提言を実施。

### 3. これまでの取り組み

#### (1) 受託機関

##### ① 生命保険協会

- 「平成24年3月末以前に受給権取得済である適格退職年金契約の年金受給者および繰延者に対して平成24年4月以降に税務取扱上の不利益が発生しないよう処置を講ずること」などの税制改正要望や確定給付企業年金、確定拠出年金の承認・認可申請手続の簡素化、給付の支給要件緩和などの規制改革要望を実施。
- 今後の移行予定を含む「移行の進捗状況」や「好取組事例」について会員会社へのアンケートを実施、理事会や委員会で把握・共有化。また、周知・広報活動の一環として、生命保険協会のホームページに適格退職年金移行に係るページを作成、運営を開始。
- 生命保険各社では、パンフレットの配布やセミナーへの講師派遣等を実施。また、個々の事業主の動向を把握するために移行に関するアンケートや全件訪問を行い、さらに移行先が未定の事業主に対しては社長名親書を活用した訪問を強化。
- 生命保険各社では、専任者の増員等の社内体制整備や中小企業のニーズに対応した確定給付企業年金の定型プランや総合型確定拠出年金等の中小企業が移行しやすい商品を開発。

##### ② 信託協会

- 各年度の税制改正において、「適格退職年金から確定給付企業年金、確定拠出年金への円滑な移行および移行後の制度での健全な財政運営を可能とする措置」として、関係省庁に対し、「閉鎖型確定給付企業年金の制度終了時の残余財産の取扱いの明確化」等の税制改正要望を提出。
- 規制改革要望の各回集中受付において、廃止期限までの残された期間に集中する制度移行を円滑に進めるため、確定給付企業年金における規約の承認・認可手続の緩和等の要望を提出。
- 廃止期限までに移行等の手続を完了させる必要性を事業主に訴求すべく、廃止期限後の取扱いに関して関係省庁に照会。

- 個々の事業主ごとの状況を踏まえた提案やコンサルティングを通じた移行への働きかけ。状況に応じ、平成 22 年 8 月に関係省庁で組織する「適格退職年金の円滑な移行の推進に関する連絡会議」が作成した、事業主向けに移行検討を促す内容のレター（「適格退職年金を実施されている事業主の皆様」）を活用。

## （2）経済団体

### ① 日本商工会議所

- 機関紙「会議所ニュース」、月刊誌「石垣」及び商工会議所年金教育センターのホームページにおいて、適格退職年金から企業年金への移行を促す記事を随時掲載。
- 会報「企業年金総合プランナー」（年 2 回発行（2 月、8 月））、メールマガジンにおいて、随時、移行支援のための情報を提供。
- 「日本商工会議所社会保障小委員会・東京商工会議所社会保障委員会 合同委員会」（平成 21 年 3 月 10 日開催）において、担当行政官から、「適格退職年金の企業年金への移行について」というテーマで講演を実施。
- 広報チラシ・パンフレット等を全国 516 商工会議所に配布（5,000 部）。
- 東京商工会議所等が開催するセミナーに対して、講師紹介等による支援。

### ② 日本経済団体連合会

- 企業年金セミナー（東京経営者協会主催）を開催（平成 21 年 2 月 3 日）、久保知行早稲田大学商学研究科客員教授（当時）を招き、「最近の企業年金制度の動向と適格年金廃止への対応」と題する講演会を実施。
- 経団連社会保障委員会（平成 21 年 2 月 4 日）において広報チラシ等を配布。
- 「2008 年 9 月度 退職金・年金に関する実態調査結果」を公表（平成 21 年 3 月）。

### (3) 政府

<移行先となる企業年金制度の改善>

○確定給付企業年金制度における事務処理簡素化。

(事業主の申請手続の負担軽減)

- ・審査に係る事務処理の見直しにより申請書類を削減。
- ・資産管理運用契約、業務委託書類など、定型書類のパッケージ化を認め、電子媒体での確認により書類量を削減。
- ・確定給付企業年金の実施申請と同時に適格退職年金承継の申請を行う場合において、同種の書類の省略を容認。

(審査内容の簡素化・明確化)

- ・申請書類の添付順序、整理方法などを明確化し、審査内容を効率的に行えるよう整備。
- ・厚生（支）局における審査内容を明確化するため、チェックシートを作成し、確認事項を明確化。

○確定給付企業年金制度における簡易基準の要件緩和等。

(簡易基準の要件緩和)

- ・確定給付企業年金を実施する事業主等のさらなる事務負担の軽減のため、簡易基準の人数要件を 300 人未満から 500 人未満へと引上げ。
- ・掛金計算等の書類を業務委託している場合、掛金計算等の書類の数理人による確認を当分の間省略。

○地方厚生局における審査体制の強化。

- ・確定給付企業年金の規約の認可・承認業務を迅速かつ効率的に処理するため、一般の職員に加えて、年金数理の専門家（年金数理人）を企業年金数理専門官として配置し、審査体制を強化（企業年金数理専門官の配置（平成 20 年度 2 人→平成 22 年度 5 人））。

○移行先となる確定拠出年金制度の改善。

- ・拠出限度額の引き上げ（平成 22 年 1 月）。
- ・マッチング拠出の導入、加入資格年齢の引上げ等の内容を含んだ法律案「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」（年金確保支援法案）を第 174 回国会に提出。

<移行促進のための周知・広報活動>

- 厚生労働省ホームページに、適格退職年金移行に関する情報ページを開設し、企業年金制度への移行を促すメッセージや関係者の取組み、適格退職年金の移行状況等を掲載。
- ラジオによる適格退職年金移行促進に関する政府広報の実施（平成 21 年 6 月）。
- 動画サイト You Tube に「適格退職年金移行物語」を掲載（平成 21 年 6 月）。
- 平成 22 年 10 月より始まった「厚労省人事労務担当マガジン」において、適格退職年金移行の早期検討を促す内容のメールマガジンを配信し、厚生労働省ホームページに掲載（平成 23 年 1 月）。

<「適格退職年金の円滑な移行の推進に関する連絡会議」における取組み>

- 連絡会議の議論を踏まえ、関係省庁及び関係機関の協力の下、事業主及び受託機関に対して「適格退職年金の移行に係る実態調査」を行い（平成 20 年 12 月～平成 21 年 1 月）、結果を分析・公表（平成 21 年 5 月）、調査結果を踏まえ、個別の受託機関へのヒアリングを実施（平成 21 年 6 月）。
- 受託機関からの要望を踏まえ、医療機関が実施する適格退職年金の移行促進を図るため、各都道府県及び日本医師会等 5 団体に周知を依頼（平成 21 年 10 月）。
- 移行に向けた検討が遅れている事業主に対する関係省庁からの早期検討を促す手紙の作成（平成 22 年 8 月）。
- 全国の税務署に、適格退職年金の移行促進に関するチラシを設置（平成 22 年 8 月）。
- 個別の受託機関に対し更なるヒアリングを実施し、詳細な移行状況を把握し、取組みの強化を要請（平成 22 年 8 月、平成 23 年 1 月）。

○平成 23 年度税制改正大綱において、適格退職年金のうち、事業主が存在しない等のために制度的に企業年金等へ移行できないものについては、廃止期限後も税の優遇措置を継続することを要望（平成 24 年度税制改正において措置することが明記される）。

#### **（４）企業年金連合会**

○連合会ホームページに専用ページを開設し、適格退職年金についての仕組みから移行の手順、移行先として考えられる企業年金制度の説明等について掲載（平成 20 年 12 月～）。

○連合会内に「適格退職年金移行相談センター」を設置し、移行を考えている企業の担当者や受給（待期）者からの相談に対応（平成 20 年 12 月～）。

○広報チラシとポスター（平成 20 年 12 月）、移行支援パンフレット（平成 21 年 4 月）を作成し、移行支援本部のメンバーや全国の金融機関等へ配布。

○東商ホールにて「企業年金を守る～従業員の安心・インセンティブの向上のために～」と題した適格退職年金移行促進フォーラムを開催（平成 21 年 4 月 20 日）。

○「適格退職年金移行等のための制度導入セミナー」を実施（平成 21 年度、平成 22 年度において各 4 回）。

#### **4. 支援本部による周知広報活動等の推進**

企業年金へ移行するためには、事業主が各企業年金制度の内容を十分理解する必要があるため、支援本部が積極的に広報活動を行い、周知を図っていく。